



豊監公表第25号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）12月24日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎



令和3年(2021年)12月14日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年3月2日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
基盤保全課	平成30年度に導入された道路損傷等通報アプリ「まちカメくん」は、市民がスマートフォンで道路等の不具合箇所を撮影し、市に送信できる利便性の高いアプリである。 市にとっても、現場に行かずともその状況が把握でき、修繕の必要性、優先順位を判断できることから、業務の効率化にもつながっている。令和2年度は通報件数が減少しているところであり、さらなる活用が図られるよう周知・広報に努められたい。	道路損傷等通報アプリ「まちカメくん」の利用促進を図るため、フェイスブックやツイッターなどの豊中市公式SNSにて情報発信を行い、周知・広報に努めました。